

志摩広域行政組合職員募集要項【介護職員】

次のとおり志摩広域行政組合職員採用試験を実施します。

試 験 日・・・令和7年10月19日（日）

申込受付期間・・・令和7年8月1日（月）～9月26日（金）午後5時30分必着

採用予定日・・・令和8年4月1日

※採用可能な人については、採用予定日前に採用されることがあります。

（申込時に希望を確認しますが、採用試験の可否に影響するものではありません。）

1 募集職種 介護職員 2人程度

2 受験資格

（1）職種別個別資格

○介護職員

- ・昭和56年4月2日以降に生まれた人
- ・夜勤、宿直、土曜・日曜日および祝日等に勤務の可能な人

（2）共通資格

○下記施設に通勤可能な人

- ・該当施設 志摩養護老人ホーム花園寮（志摩市阿児町鶴方804番地）
志摩特別養護老人ホーム才庭寮（志摩市阿児町神明1537番地1）
志摩特別養護老人ホームともやま苑（志摩市大王町波切2233番地2）

○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人（地方公務員となります。）

3 試験手続き

（1）申込書提出先

〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1
志摩広域行政組合 事務局（才庭寮 内）
TEL 0599-43-2112

（2）申込方法

申込書（A4のコピー用紙に両面印刷をしたもの）に必要事項を記入し、（3）の必要書類を添えて持参又は郵送（受付期限必着）により提出して下さい。

（3）必要書類

- ・写真（縦4cm×横3cm） **1枚**
※6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景のものを申込書に貼付して下さい。（写真の裏に氏名を必ず記入して下さい）
- ・返信用封筒 **2通**
※長形3号（縦235mm×横120mm）の封筒に住所・氏名を記入し、110円切手を貼付して下さい。
- ・卒業証明書または卒業見込証明書（最終学歴のもの）※1
- ・学業成績証明書（最終学歴のもの（保存期間が既に経過しており、証明が不可能である場合は、その旨記載された学校発行の文書を提出してください。文書の発行も不可能な際には、事務局にその旨申し出てください。）開封無効）※2

※1、※2につきましては、試験申込時に提出できない場合は、試験当日の受付に提出してください。試験当日にも提出できない場合は、その旨申し出てください。

4 試験の方法

区分		内容
第一次試験	教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題。文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題。
	作文試験	指定テーマによる作文試験を行います。（800字程度）
第二次試験	面接試験	個別面接方式で行います。

5 試験日時および会場

(1) 第一次試験

教養・作文試験

日 時 令和7年10月19日（日） 受付 午前 8時30分～ 8時50分

教養試験 午前 9時00分～11時00分

作文試験 午前11時20分～12時10分

会 場 志摩特別養護老人ホーム才庭寮

※応募状況により、第一次試験の開始時間及び試験会場等が変更になる場合があります。

変更になる場合は、後日送付する受験票でお知らせします。

(2) 第二次試験

日 時 令和7年11月15日（土）※詳細な時間等は第一次試験合格者に通知します。

(3) 試験結果（得点等）の通知

第一次試験結果については全員に通知します。

また、第一次試験不合格者については、教養試験の得点と職種ごとの合格ラインの得点を結果通知書でお知らせします。

※第一次試験において教養試験の得点が一定基準に満たない場合は不合格となり、作文試験は採点されません。

6 合格者の決定および発表

(1) 決定方法 第一次試験および第二次試験の結果を総合的に判断し決定します。

(2) 発表 第二次試験終了後、3週間以内に受験者に通知いたします。

7 給 与

志摩広域行政組合給与条例等に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

職種等	最終学歴	初任給
介護職員	高校卒	188,000円
	短大卒	201,000円
	大学卒	213,600円

※採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定後の額となります。

※職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※諸手当として、地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（4.6月分）等が支給されます。

8 申込書の交付および受付期間

申込書は、志摩広域行政組合各施設（花園寮、才庭寮、ともやま苑）および志摩広域行政組合HPから取得をお願いします。

なお、郵送を希望されます方は、封筒の表には朱書きで「職員採用試験申込書請求」と記入し、志摩広域行政組合事務局に送付してください。封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、140円切手を貼付した返信用封筒（角形2号 縦330mm 横240mm）を同封してください。

交付および受付期間は、令和7年8月1日(金)～9月26日(金)（午前8時30分～午後5時30分）です。



9 問い合わせ等

この試験に関する問い合わせは、志摩広域行政組合事務局へお願いいたします。

・TEL 0599-43-2112

なお、郵送により申込書類を提出される場合は、朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記入し、受付期限必着を考慮し、下記の宛先へ送付して下さい。この場合、書類の不備等の連絡をする場合がありますので、必ず連絡先(電話番号)の記入を忘れないようご注意ください。

・〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1
志摩広域行政組合事務局 宛

10 その他

お預かりしました個人情報、組合職員採用試験に必要な範囲のみに利用させていただきます。なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類（申込書等）は、返却することができませんので、あらかじめご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本組合職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、住民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、施設長（課長）および施設長に類する権限を有する職と、志摩広域行政組合の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。